

第五次地域管理経営計画書 (馬淵川上流森林計画区)

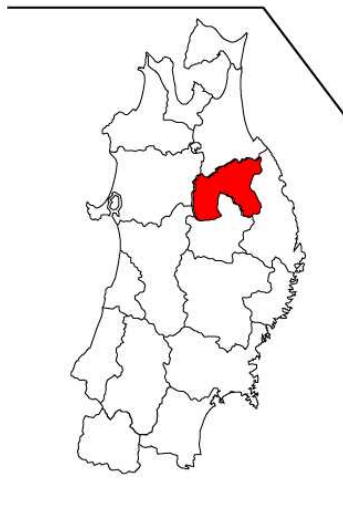
計画期間 { 自 平成 31 年 4 月 1 日
至 平成 36 年 3 月 31 日 }

東北森林管理局

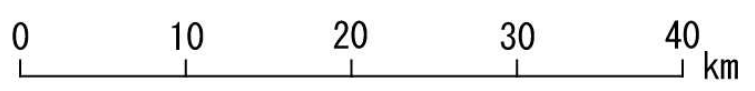
この地域管理経営計画は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 6 条の規定に基づき、東北森林管理局長が定める平成 31 年 4 月 1 日から成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とする馬淵川上流森林計画区に係る国有林野の管理経営に関する計画である。



馬淵川上流森林計画区の位置図



 国有林野



目 次

はじめに	1
------	---

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針	2
① 森林計画区の概況	2
② 国有林野の管理経営の現状及び評価	2
ア 計画区内の国有林野の現況	
イ 主要事業の実績	
（ア）伐採量	
（イ）更新量	
（ウ）保育量	
（エ）林道の開設及び改良	
（オ）保護林・緑の回廊	
③ 持続可能な森林経営の実施方向	6
ア 生物多様性の保全	
イ 森林生態系の生産力の維持	
ウ 森林生態系の健全性と活力の維持	
エ 土壌及び水資源の保全と維持	
オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持	
カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進	
キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組	
④ 政策課題への対応	8
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	10
① 機能類型ごとの管理経営の方向	10
別表 1～6	12
ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項	
（ア）土砂流出・崩壊防備エリア	
（イ）気象害防備エリア	
イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項	
ウ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項	
エ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項	
オ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項	
② 地区ごとの管理経営の方向	16
ア 田山地区（1～31、33～37、39～47、49、52～60、64～68、70～117、119～123林班）	
イ 安比、七時雨地区（244～247、417～420、425～428、434、444、445、447、451～485林班）	

- ウ 八幡平地区（1443～1454、1456～1463、1465～1467、1471、1472、1474～1477、1479～1488、1490～1503、1512、1516、1517、1519～1521、1523～1527、1530～1533、1537、1538、1541～1543、1546～1566 林班）
- エ 寺田地区（1408、1411～1442 林班）
- オ 浄法寺地区（126～130、132、133、156～158、160、162～166、168～170、188、191、192、197、201、205、217～219、222～232、276～279、284～287、293、294、301～306、316～320、323～329、401～415 林班）
- カ 小鳥谷地区（1113～1115、1666～1676、1703～1708、1755～1765、1769～1772、1774～1780 林班）

(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項	19
① 林業の成長産業化等に向けた技術開発・実証と普及	19
② 林業事業体の育成	19
③ 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進	19
④ 森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士（フォレスター）等による技術支援	20
⑤ その他	20
ア 伝統工芸品向け原料の持続的供給	
イ レクリエーションの森を活用した地元観光振興への寄与	
ウ 森林病虫害対策の推進	
エ 野生鳥獣被害対策の推進	
オ 安全・安心の取組	
カ 下流域住民等に対する情報提供、林業体験活動等	
(4) 主要事業の実施に関する事項	21
① 伐採総量	21
② 更新総量	21
③ 保育総量	21
④ 林道の開設及び改良の総量	22
(5) その他必要な事項	22
① 地球温暖化防止対策の推進	22
② 生物多様性の保全	22

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項	22
① 山火事防止等の森林保全巡視	22
② 境界の保全管理	23
(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	23
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項	23
① 保護林	23
② 緑の回廊	24
(4) その他必要な事項	24
① 野生鳥獣との共生及び被害対策	24
② 溪畔周辺の取扱い	25

③ 希少な野生生物の保護	25
④ その他	25

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	26
(2) その他必要な事項	26
① 木材利用の推進	26
② きのこ原木等の安定供給に向けた取組	26

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針	26
(2) 国有林野の活用の具体的手法	27
(3) その他必要な事項	27

5 公衆の保健の用に供する区域並びに当該区域内における公衆の保健の用に供する施設及び森林の整備に関する基本的な方針

27

6 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項

(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針	27
(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項	28

7 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林 <small>もり</small> に関する事項	28
(2) 分収林に関する事項	29
(3) その他必要な事項	29
① 森林環境教育への取組	29
② 地域住民や関係機関と連携した取組	29
③ 国有林野事業への理解と支援に向けた多様な情報受発信	29

8 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	30
(2) 地域の振興に関する事項	30
(3) その他必要な事項	30

はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うものとされている。

このような中で、森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源の涵養^{かん}に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり^{もり}りなど多様化してきている。

また、我が国の人工林は造林・保育の段階から本格的な利用が可能な段階に入った。

さらに、平成23年3月に発生した「東日本大震災」からの本格的な復旧・復興に向けて、海岸防災林の復旧や、復興ニーズ等に応じた木材の機動的な供給に取り組んでいく必要がある。

東北森林管理局は、このような森林及び林業をめぐる情勢や一般会計化への移行等を踏まえ、公益重視の管理経営を一層推進する中で、組織・技術力・資源を活用し、林業の成長産業化や、国土保全・生物多様性保全等の公益的機能の発揮など、森林・林業施策全般の推進に貢献するための取組を進めていくこととする。

具体的には、間伐の適切な実施、針広混交林化、モザイク状に配置された森林への誘導等の多様で健全な森林整備を推進する中で、伐採と造林を一体的に行う一貫作業システム等による林業の低コスト化を率先して進める。さらに、民有林への実践的な技術の普及等を図り、民有林も含めた林業の成長産業化に貢献する。

あわせて、木材需要の拡大・創出につながる安定供給体制が構築されるよう、地域での需給動向の把握、事業量の公表等を図りつつ、国有林材の安定供給システム販売等により木材を計画的、安定的に供給する。

さらに、関係機関等と連携しつつ、国有林野の所在する地域の視点に立った治山事業、森林病虫害対策、野生鳥獣被害対策及び国有林野の観光資源としての活用等を推進する。

馬淵川上流森林計画区ではこれらに加え、地域の伝統産業である浄法寺漆の持続的かつ安定的な生産に協力するため、ウルシの新規分収造林契約の推進等に取り組む。

また、国有林野を観光資源として活用した地域振興に協力するため、「焼走り自然観察教育林」等において、外国人旅行者を含む観光客へ向けた情報発信や重点的な施設整備に地域関係者と連携して取り組む。

本計画は、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営を推進するとともに、地域の課題に国有林として率先して取り組むため、国有林野の管理経営に関する法律第6条の規定に基づいて、東北森林管理局長があらかじめ国民の意見を聴いた上で、国有林の地域別の森林計画と調和して、今後5年間の馬淵川上流森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めた計画である。

今後、馬淵川上流森林計画区における国有林野の管理経営は、本計画に基づき、関係行政機関と連携を図りつつ、地域住民の理解と協力を得ながら適切に行うこととする。

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

① 森林計画区の概況

本森林計画の対象は、岩手県北西部に位置し、北側は三八上北森林計画区、東側は久慈・閉伊川森林計画区、西側は米代川森林計画区及び雄物川森林計画区、南側は北上川上流森林計画区に接する、八幡平市をはじめとする2市2町にまたがる国有林野 53,034ha である。

本森林計画区は西部を奥羽山脈が、東部を北上山地が南北に連なっており、主な山岳は、奥羽山脈では、稲庭岳 (1,078m)、安比岳 (1,458m)、八幡平 (1,613m) 等が、また、八幡平から北東に向かって七時雨山 (1,060m)、西岳 (1,018m) が連なり、南に岩手山 (2,038m) があり、北上山地では、平庭岳 (1,060m) 遠別岳 (1,241m)、三巢子岳 (1,182m) 等が連なっている。

主要河川は、北側は、北流して青森県を經由し太平洋へ注ぐ馬淵川、安比川、瀬月内川、南側は、南流して北上川に合流し、宮城県を經由し太平洋へ注ぐ松川、赤川、西側は、八幡平市北西部を分水嶺とし、秋田県を經由して日本海に注ぐ米代川等がある。

本森林計画区には、優れた自然環境を有する地域が多く、原始的な天然林等を維持・保全するため「八幡平生物群集保護林」などの保護林を設定しているほか、「十和田八幡平国立公園」に指定されている。さらに、森林レクリエーションの適地が多く、「^{やけはし}焼走り自然観察教育林」をはじめとして数多くのレクリエーションの森を設定している。

これらの地域は、登山や自然観察等のほか、温泉やスキー場の施設が整っていることから、保健休養の場として多くの人々に利用されている。

本森林計画区の国有林野の71%が保安林に指定されており、水源涵養や土砂流出防備等に重要な役割を果たしている。

林業・木材産業については、スギ、カラマツ等の森林資源を利用した木材加工業が発達しているほか、浄法寺漆、しいたけ、木炭といった特用林産物の生産も盛んである。

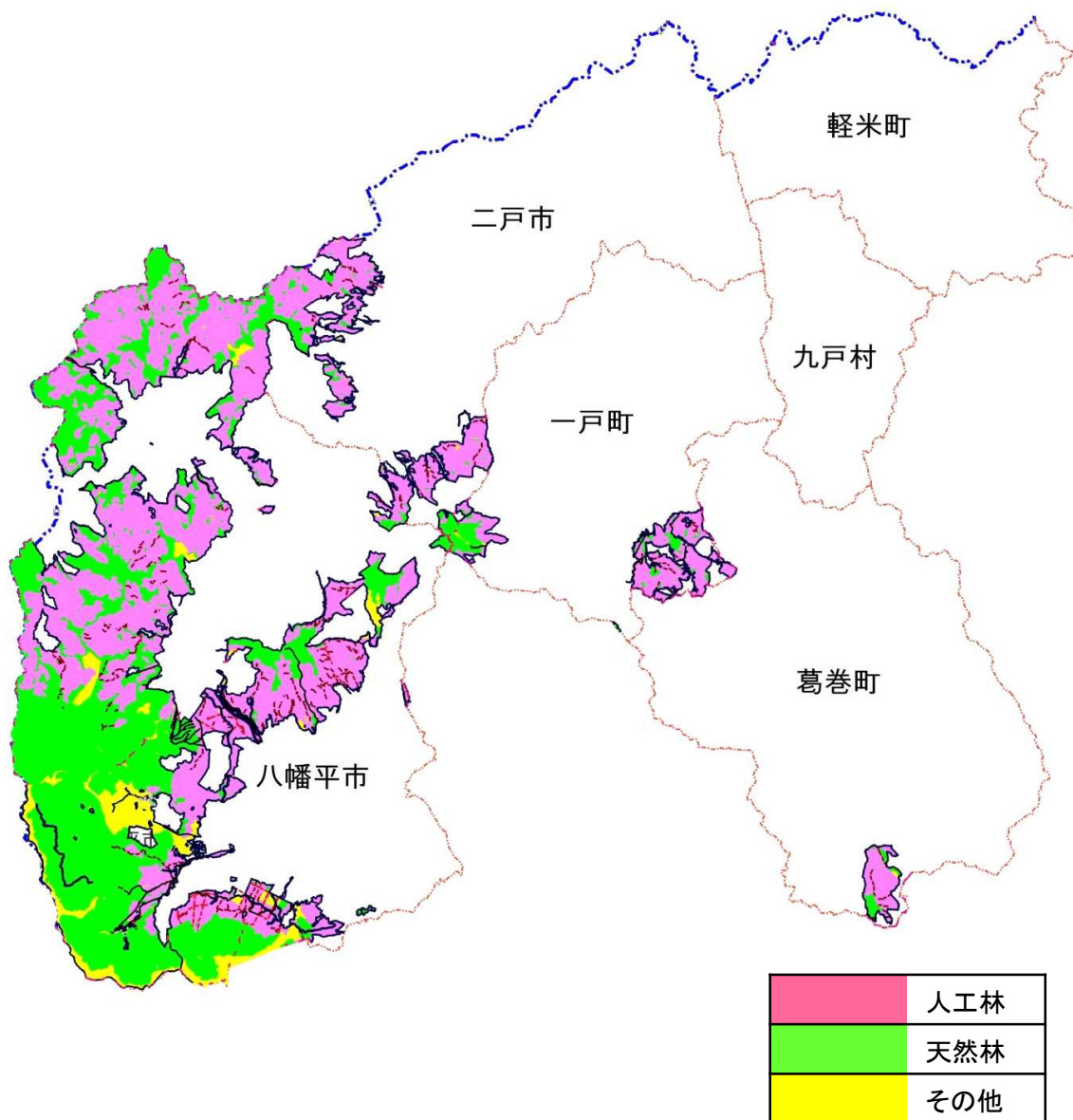
また、近隣地域も含め木質バイオマス発電施設の建設・稼働が進み、木材需要が増加していることから、国有林からの木材の安定供給への期待が高まっている。

② 国有林野の管理経営の現状及び評価

ア 計画区内の国有林野の現況

本森林計画区の森林の現況（平成30年3月時点）は、人工林を中心とする育成林が21,753ha（育成単層林20,685ha、育成複層林1,068ha）、天然生林が25,302haとなっており、主な樹種としてはスギ1,704千㎡、カラマツ1,590千㎡、アカマツ938千㎡、広葉樹ではブナ1,348千㎡、ナラ類430千㎡となっている。

人工林の齢級構成をみると、11 齢級をピークとした一山型であり、一般的な主伐期である10 齢級以上が約6割と、利用期に達している林分が大半を占めている。



図－1 市町村別人工林、天然林別森林分布図

イ 主要事業の実績

第四次計画（平成 26 年度～平成 30 年度）における本森林計画区での計画に対する実績は次のとおりである。

(ア) 伐採量

主伐の伐採量については、概ね計画どおりの実績となる見込みであるが、最終年度の実績として見込んでいる立木販売が多数あることに加え、計画期間の後半に立木販売した箇所の多くは、計画期間終了後に主伐が実施される見込みである。

間伐の伐採量については、概ね計画どおりの実績となる見込みである。

(単位：材積 千m³)

	計 画			実 績		
	主 伐	間 伐	臨時伐採量	主 伐	間 伐	臨時伐採量
伐採量	303	554 (6,795ha)	51	288 <65>	497 (5,285ha)	59

注 1) () は間伐面積である。

注 2) 実績の数値については、平成 26 年度～平成 29 年度（前 4 年間）は実績数値、平成 30 年度分（最終年度）は見込み数値である。なお、主伐の< >は最終年度の立木販売の見込み数値（内数）である。

注 3) 臨時伐採量とは、事業の支障木や被害木等である。

(イ) 更新量

人工造林については、前計画から持ち越したものを確実に実施したが、計画期間後半に立木販売した主伐箇所の主伐と更新が第五次計画に持ち越しになったこと等により、計画を下回る実績となる見込みである。

天然更新については、前計画から持ち越したものを確実に実施したが、薪炭共用林野における伐採の取りやめ等により主伐が発生しなかったため、計画を下回る実績となる見込みである。

(単位：面積 ha)

	計 画		実 績	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更新量	999 (320)	74 (41)	594	44

注 1) 計画欄の () は前計画から持ち越した数値（内数）である。

注 2) 実績の数値については、平成 26 年度～平成 29 年度（前 4 年間）は実績数値、平成 30 年度分（最終年度）は見込み数値である。

(ウ) 保育量

下刈については、計画期間後半に立木販売した主伐箇所の主伐と更新が第五次計画に持ち越しになったこと、現地の実態に即した効率的な作業の実施による実施回数の低減等により、計画を下回る実績となる見込みである。

つる切・除伐については、現地状況を精査して実施したことにより、計画を下回る実績となる見込みである。

(単位：面積 ha)

	計 画		実 績	
	下 刈	つる切・除伐	下 刈	つる切・除伐
保育量	2,439	300	1,242	147

注1) 実績の数値については、平成26年度～平成29年度(前4年間)は実績数値、平成30年度分(最終年度)は見込み数値である。

注2) つる切・除伐の実績には、除伐Ⅱ類を含まない。

(エ) 林道の開設及び改良

林道の開設については、豪雨等による自然災害への対応を優先的に実施したことから、計画を下回る実績となった。

区 分		計 画	実 績
開 設	路線数	14	8
	延長(km)	24.6	13.2
改 良	路線数	—	—
	延長(km)	—	—

注) 実績の数値については、平成26年度～平成29年度(前4年間)は実績数値、平成30年度分(最終年度)は見込み数値である。

(オ) 保護林・緑の回廊

保護林については、平成28年度に森林生態系や個体群の持続性に着目し、分かりやすく効果的な区分を導入して「森林生態系保護地域」、「生物群集保護林」、「希少個体群保護林」の3区分に再編したが、本森林計画区においては、箇所数及び面積の変更はなかった。

緑の回廊については、変更はない。

	前計画期首		前計画期末	
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
保護林	4	6,435	4	6,435

	前計画期首		前計画期末	
	延長 (km)	面積 (ha)	延長 (km)	面積 (ha)
緑の回廊	34	4,518	34	4,518

③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を^{もり}図り、現世代とともに将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、機能類型区分に応じた森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいく。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセス※に参加しており、この中で国全体として客観的に評価するための7基準（54指標）が示されている。

本森林計画区内の国有林野においては、この基準を参考として、次のような森林の取扱い方針に基づいて、各般の取組を推進している。

ア 生物多様性の保全

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等の多様な林相の森林を整備・保全していくとともに、希少な野生生物が生育・生息する森林について適切に保護するほか、施業を行う場合も配慮する。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・人工林の複層林化、針広混交林化等の多様な森林整備
- ・保護林及び緑の回廊の保護・管理
- ・保護林及び緑の回廊におけるモニタリング調査の実施
- ・希少猛禽類が生息する区域における施業時期や施業方法の配慮
- ・溪畔周辺の本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性確保に配慮した施業の実施

イ 森林生態系の生産力の維持

森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等を適切に実施するとともに、主伐及びその後の適確な更新を図ることにより、公益的機能の発揮と両立した森林生態系の生産力を維持する。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・間伐等の森林整備の推進
- ・主伐及びその後の現地状況に応じた適確な更新
- ・コンテナ苗の活用等による低コスト造林に向けた取組

- ・効率的な森林施業等を可能とする路網の整備
- ・松くい虫被害対策の一環としてマツ林の樹種転換の実施

ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

外部環境から受ける影響による森林の劣化を防ぐため、森林病虫害及び野生鳥獣による被害、山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・山火事を防止するための巡視の実施
- ・松くい虫、ナラ枯れ被害など森林病虫害の監視強化及び防除対策の実施
- ・ニホンジカに対する監視体制の強化及び必要に応じた防除対策の実施

エ 土壌及び水資源の保全と維持

降雨に伴う浸食等から森林を守るとともに、水源の涵養を^{かん}図るため、必要に応じて育成複層林施業や長伐期施業を推進するほか、山地災害により被害を受けた森林の整備復旧を行う。また、森林施業においても裸地化する期間の短縮、尾根筋、溪流沿いで^{かん}の森林の存置を行う。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・伐期の長期化により、長期的にみた裸地状態の面積の縮小
- ・尾根筋、溪流沿い等における皆伐の回避
- ・伐採跡地の適確な更新
- ・下層植生の発達を促すための間伐の推進
- ・治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策の実施
- ・多様な根系の形成を促す複層林施業等の多様な森林づくりの推進

オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

森林による二酸化炭素吸収能力を将来にわたり十分に発揮させるため、間伐等を適切に実施するとともに、主伐及びその後の適確な更新を図る。また、木材の二酸化炭素貯蔵機能、化石燃料代替機能等を発揮させるため、木材利用を推進する。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・間伐等の森林整備の推進
- ・主伐及びその後の現地状況に応じた適確な更新
- ・計画的な木材生産

カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

国民の森林に対する多様な期待に応えるため、森林浴、森林ボランティア、環境教育等により人が森林とふれあうためのフィールドの提供、森林施業に関する技術開発等に取り組む。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・森林づくり活動のフィールドとして「ふれあいの森」、「遊々の森」等の国有林野の国民への提供
- ・「焼走り自然観察教育林」等のレクリエーションの森の利用促進
- ・木材の安定的な供給による循環型社会構築への貢献

キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

ア～カに記述した内容を着実に実行し「国民の森林」として管理経営を行うため、国有林野に関連する法律に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては、国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 地域管理経営計画等に基づく適切な管理経営
- ・ 地域管理経営計画策定に当たっての地元住民懇談会の開催等による意見聴取
- ・ 国有林モニター制度の活用による、国有林野事業に関する意見聴取
- ・ 広報誌や Web サイトの充実による情報発信
- ・ 森林現況の着実な把握

※「モントリオール・プロセス」とは、1992 年の地球サミットで採択された「森林原則声明」を具体化するため、欧州以外の温帯林等の持続可能な経営のための基準・指標の作成と活用を進めることを目的として、1993 年に始められた自主的な国際的取組のこと。我が国を含め、米国、カナダ、ロシア、中国等の 12 か国が参加しており、2007 年（平成 19 年）1 月より、我が国が事務局となっている。

④ 政策課題への対応

災害からの流域保全や地球温暖化防止、貴重な森林の保全、木材の安定的な供給、民有林との連携など地域から求められる国有林への期待に応えるため、次のとおり本森林計画区内での主な個別政策課題に対応していく。

視 点	主な取組目標
森林の公益的機能の発揮	<p>【地域の安全・安心を確保する治山対策の展開】</p> <p>人家など保全対象に近接する山地災害の危険のある箇所等については、計画的に治山施設の設置、既存治山施設の浚渫等による機能強化、保安林の整備を実施し、山地災害の未然防止・減災を図るとともに、集中豪雨等で被災した荒廃山地を早急に森林に復旧することで、地域の安全・安心を確保する。</p> <p>また、山腹崩壊等に伴う流木被害が顕在化していることを踏まえ、治山ダムの設置、間伐等による根系の発達促進等による流木対策を講じる。</p> <p>【森林吸収源対策の推進】</p> <p>森林吸収源対策については、森林による二酸化炭素吸収能力を将来にわたり十分に発揮させるため、間伐等を適切に実施するとともに、主伐及びその後の適確な更新を実施する。また、木材利用の推進に率先して取り組む。</p>

	<p>【生物多様性の保全】 「八幡平生物群集保護林」等の保護林については、モニタリング調査等を実施し、適切な保護・管理を図る。 「奥羽山脈緑の回廊」については、針広混交林に誘導するための抜き伐りやモニタリング調査を必要に応じて実施する。</p> <p>【森林病虫害対策の推進】 松くい虫及びナラ枯れ被害は、本森林計画内の国有林では確認されていないものの、松くい虫被害が本森林計画区内の私有林で平成 25 年から断続的に確認され、ナラ枯れ被害が岩手県内で拡大・北上している。このため、被害の発生・拡大防止に向け監視を強化するとともに、関係機関と情報を共有し、連携した防除対策を講じる。</p> <p>【野生鳥獣対策の推進】 ニホンジカの分布が本森林計画区で拡大していることから、監視を強化するとともに関係機関と情報共有し、必要に応じて連携した防除対策を講じる。</p>
<p>地域の林業・木材産業への貢献</p>	<p>【地域の伝統産業への貢献】 二戸市浄法寺地区は、古くから漆の産地として知られており、二戸市では、国産漆の需要の高まりを受け、漆の生産に積極的に取り組んでいる。そこで、二戸市と連携して漆生産者等への造林可能箇所の情報提供を行い、ウルシの新規分収造林契約を推進するなど、当該地域での漆の生産に協力するとともに、二戸市等による漆文化の普及啓発に協力する。</p> <p>【木材の安定供給】 スギ、カラマツを中心とした木材を安定的に供給するため、効率的かつ効果的な森林整備及びその実施に必要な路網整備を行う。 森林施業により生産される木材は、安定供給体制が構築されるよう、地域での需要動向の把握や事業量の公表を図りつつ、国有林材の安定供給システム販売等を通じて、計画的かつ安定的に供給する。また、広葉樹等の私有林から安定供給が期待しにくい木材についても、地域産業の振興に資するよう計画的かつ安定的に供給する。</p> <p>【民国連携した森林整備の実施】 私有林と国有林が連携して効率的に路網整備や間伐等の森林整備に取り組むため、森林共同施業団地の新規設定を推進する。 なお、森林整備推進協定を締結している八幡平市田沢・曲田地域及び二戸市浄法寺町下藤地域においては、引き続き私有林と国有林で連携した森林整備、その実施に必要な路網整備等を推進する。</p>

	<p>【新たな技術の開発・実証】 一貫作業システム等の低コスト化に向けた技術の実証に取り組む。 また、低コスト造林技術の開発・実証のため設定した「多雪寒冷地カラマツ大苗試験地」において、植栽木の生育調査や施業方法の実証等を行い、低コスト造林技術を確立するとともに、得られた知見・技術の民有林への普及に努める。</p>
「国民の森林」としての国有林の活用	<p>【国民参加の森林づくり】 国民が自主的に行う森林整備活動を推進する取組の一環として、「ふれあいの森」として設定した「安比高原スキー場の森」等及び「遊々の森」として設定した「あっぱ高原遊々の森」等において、引き続き助言や技術指導等の支援を実施する。 また、「レクリエーションの森」として設定した「松川自然休養林」等については、引き続き森林レクリエーションの場として利用促進を図る。特に、「焼走り自然観察教育林」は、魅力的な自然景観を有し、観光資源としての活用が期待されることから、情報発信、施設整備等に、地域関係者と連携して取り組む。</p>
東日本大震災に関する復旧・復興支援	<p>【国民の期待に応じた林産物の供給】 復興ニーズに応じた木材の供給に努める。</p>

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

① 機能類型ごとの管理経営の方向

国有林野の管理経営に当たっては、公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、個々の国有林野を重視すべき機能に応じて区分し、いわゆる公益林として適切な管理経営を行う。

具体的には、国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合に留意しつつ、本森林計画区の国有林野を、国土保全を目的とする「山地災害防止タイプ」、原始的な森林生態系の維持・保存等を目的とする「自然維持タイプ」、森林レクリエーション利用等を目的とする「森林空間利用タイプ」、気象緩和等の人間の居住環境の保全を目的とする「快適環境形成タイプ」、水源の涵養を目的とする「水源涵養タイプ」の5つに区分する。また、機能類型ごとの具体的な管理経営については、別冊「管理経営の指針」に示した機能類型ごとの指針に留意して、個々の国有林野に応じてきめ細かく行う。

また、発揮すべき機能の維持増進に必要な施業は、木材の安定供給等の地域のニーズも踏まえつつ計画的に実施するとともに、その結果伐採・産出される木材については、有効利用を図る。

なお、国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林と機能類型との関係は次の表に示すとおりである。

国有林の機能類型と公益的機能別施業森林の対応

機能類型		公益的機能別施業森林		
山地災害防止 タイプ	土砂流出・ 崩壊防備エリア	かん 水源涵養機能 維持増進森林 (立地条件により除外 する場合もある。)	山地災害防止機能／土壤保 全機能維持増進森林 (対象区域:別表1)	
	気象害防備エリア			快適環境形成機能維持増進森林 (対象区域:別表2)
自然維持タイプ			保健機能維持増進森林 (対象区域:別表3)	山地災害防止機能／土壤保 全機能維持増進森林 (対象区域:別表4)
森林空間利用タイプ			保健機能維持増進森林 (対象区域:別表5)	山地災害防止機能／土壤保 全機能維持増進森林 (対象区域:別表6)
快適環境形成タイプ			快適環境形成機能維持増進森林	
かん 水源涵養タイプ				

注) 分収林・共用林野については、契約等に基づく取扱いとする。

別表 公益的機能別施業森林の区分

○ 山地災害防止タイプ

別表1 山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林の区域

市町村	林班名
二戸市	188, 303, 304, 401, 402, 405, 406
八幡平市	3, 4, 11, 13, 16, 18, 22, 23, 25, 34, 36, 44, 56, 58, 60, 67, 68, 70, 71, 72, 77, 78, 79, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 91, 92, 95, 99, 104, 108, 110, 111, 112, 115, 116, 117, 119, 120, 121, 122, 123, 425, 459, 460, 461, 462, 464, 465, 468, 469, 475, 476, 477, 478, 479, 1408, 1419, 1426, 1428, 1429, 1435, 1436, 1437, 1441, 1442, 1444, 1446, 1448, 1449, 1453, 1454, 1475, 1480, 1486, 1487, 1488, 1490, 1491, 1492, 1494, 1495, 1496, 1497, 1498, 1502, 1556, 1557, 1558, 1560, 1564, 1565, 1566
葛巻町	1114
一戸町	1666, 1670, 1757, 1758, 1759

別表2 快適環境形成機能維持増進森林の区域

市町村	林班名
該当なし	

○ 自然維持タイプ

別表3 保健機能維持増進森林の区域

市町村	林班名
二戸市	410, 415
八幡平市	1, 5, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 27, 28, 29, 33, 35, 39, 40, 89, 90, 93, 108, 114, 115, 417, 418, 419, 420, 445, 454, 455, 456, 458, 459, 464, 467, 480, 481, 482, 483, 484, 485, 1413, 1492, 1496, 1512, 1555, 1556, 1557, 1558, 1559, 1560, 1561, 1562, 1563, 1564, 1565, 1566
一戸町	1666, 1708, 1778

別表4 山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林の区域

市町村	林班名
八幡平市	4, 28, 29, 418, 1496, 1552, 1553, 1554, 1557, 1558, 1560, 1562, 1563, 1565, 1566
一戸町	1778

○ 森林空間利用タイプ

別表5 保健機能維持増進森林の区域

市町村	林班名
二戸市	201, 205, 404, 406, 407, 408, 409
八幡平市	1, 12, 425, 469, 470, 471, 472, 473, 474, 477, 479, 480, 481, 482, 1456, 1457, 1458, 1460, 1461, 1462, 1466, 1467, 1479, 1481, 1482, 1484, 1485, 1487, 1488, 1492, 1493, 1494, 1499, 1500, 1501, 1502, 1503, 1517, 1521, 1526, 1527, 1537, 1538, 1541, 1542, 1543, 1546, 1547, 1548, 1549, 1551, 1556, 1559, 1560, 1561, 1564
一戸町	1705, 1706, 1707, 1708

別表6 山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林の区域

市町村	林班名
二戸市	403, 404, 405, 408, 409
八幡平市	425, 469, 1456, 1457, 1458, 1461, 1480, 1487, 1492, 1493, 1494, 1499, 1500, 1501, 1502, 1503, 1538, 1550, 1552, 1556, 1559, 1561

ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項
 山地災害防止タイプは、土砂の流出・崩壊、その他山地災害による人命・人家等の施設の被害の防備、その他災害に強い国土の形成に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、次の事項に留意して、保全対象と当該森林の位置関係、地形や地質、森林現況等を踏まえた適切な管理経営を行う。

具体的には、山地災害防止タイプについては、土砂流出・崩壊防備エリアと気象害防備エリアの2つに分けて取り扱う。

(ア) 土砂流出・崩壊防備エリア

山地災害防止タイプのうち、土砂流出・崩壊防備エリアでは、根系が深くかつ広く発達し、常に落葉層を保持し、適度な陽光が入ることによって下層植生の発達が良好な森林に誘導又は維持し、必要に応じて土砂の流出・崩壊を防止する治山施設等を整備する。

(イ) 気象害防備エリア

山地災害防止タイプのうち、気象害防備エリアでは、下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸害に対する抵抗力の強い樹種によって構成される森林に誘導又は維持するために必要な管理経営を行う

山地災害防止タイプ

(単位：ha)

区分	山地災害防止タイプ	うち、土砂流出・崩壊防備エリア	うち、気象害防備エリア
面積	5,085	5,050	35

イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプは、自然の推移に委ねることを原則として、保護を図るべき森林生態系及び野生生物等の特性に応じ、保全すべき自然環境の維持・形成に必要な管理経営を行う。

なお、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物や遺伝資源の保護等に資することを目的として、原生的な天然林、地域固有の生物群集を有する森林及び希少な野生生物の生育・生息に必要な森林については、「保護林」に設定し、適切な保護・管理に努める。

自然維持タイプ

(単位：ha)

区分	自然維持タイプ	うち、保護林
面積	11,913	6,435

ウ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項
 森林空間利用タイプは、保健、文化、教育等の様々な利用の形態に応じた管理経営を行うものとし、具体的には、景観の向上やレクリエーションの利用に配慮した森林の整備を行い、必要に応じて遊歩道等の施設の整備を行う。

なお、国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林の整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野については、「レクリエーションの森」として設定する。既存の「レクリエーションの森」については、施設の老朽化や利用者のニーズ等の変化を踏まえ、地域と連携し、利用者のニーズに対応した施設の整備や活動プログラム、森林・林業に関する情報の提供等により森林レクリエーション事業の計画的、かつ適正な実施を図る。

森林空間利用タイプ (単位：ha)

区 分	森林空間利用タイプ	うち、レクリエーションの森
面 積	6,896	3,563

エ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項
 快適環境形成タイプは、騒音や粉塵等の緩和及び風害や霧害等の気象害防止など、地域の快適な生活環境を保全する観点から、汚染物質の吸着能力が高く、かつ抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成される森林に誘導又は維持するために必要な管理経営を行う。

快適環境形成タイプ (単位：ha)

区 分	快適環境形成タイプ
面 積	—

オ 水源涵養^{かん}タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養^{かん}タイプに関する事項

水源涵養^{かん}タイプは、良質で豊かな水の安定供給を確保する観点から、浸透・保水能力の高い森林土壌を有し、根系や下層植生の発達が良好な森林に誘導又は維持するために必要な管理経営を行う。

水源涵養^{かん}タイプ (単位：ha)

区 分	水源涵養 ^{かん} タイプ
面 積	29,108

② 地区ごとの管理経営の方向

本森林計画区は、次の地区に大別され、それぞれ重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

ア 田山地区（1～31、33～37、39～47、49、52～60、64～68、70～117、119～123 林班）

当地区は、米代川源流部に位置し、ブナを主とする天然林及びスギ、カラマツ等の人工林からなっている。

下流地区における重要な水源であり、大半が水源かん養保安林に指定されているものの、上流には陰阻な地形等が散在することから、山地災害防止機能／土壤保全機能及び水源涵養機能を発揮させるため、主として「山地災害防止タイプ」と「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

兄川上流部の八幡平山頂に至るまでの区域は、高層湿原等の貴重な植物群落が存在することから、「八幡平生物群集保護林」に設定しているほか、「十和田八幡平国立公園」に指定され、登山等のレクリエーションの場として広く利用されていることから、生物多様性保全機能、保健・レクリエーション機能又は文化機能を発揮させるため、主として「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

イ 安比、七時雨地区（244～247、417～420、425～428、434、444、445、447、451～485 林班）

当地区は、安比川流域の上流部の安比岳、七時雨山山麓に位置し、ブナを主とする天然林及びスギ、カラマツ等の人工林からなっている。

下流地区における重要な水源であることから、ほぼ全域が水源かん養保安林に指定されており、水源涵養機能を発揮させるため、主に「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

安比岳、前森山周辺は、「安比前森山野外スポーツ地域」に設定しているとともに、一部が「十和田八幡平国立公園」に指定されており、四季を通じてレクリエーションの場として利用されていることから、生態系保全機能、保健・レクリエーション機能又は文化機能を発揮させるため、主として「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

ウ 八幡平地区（1443～1454、1456～1463、1465～1467、1471、1472、1474～1477、1479～1488、1490～1503、1512、1516、1517、1519～1521、1523～1527、1530～1533、1537、1538、1541～1543、1546～1566 林班）

当地区は、岩手山から御月山にかけて広がる比較的なだらかな山麓で、中腹以下ではブナを主とする天然林及びカラマツ等の人工林、八幡平、岩手山の亜高山帯ではアオモリトドマツ、コメツガ、ダケカンバ等の天然林からなっている。

岩手山から八幡平一帯は、原生的な天然林が広がっており「十和田八幡平国立公園」に指定されているとともに、「八幡平生物群集保護林」に設定している。また、焼走り熔岩流など魅力的な自然景観のみならず、スキー場等の施設が整備されていることから、「焼走り自然観察教育林」、「松川自然休養林」など多くのレクリエーションの森に設定しており、レクリエーションの場として広く利用されている。このことから、生物多

様性保全機能、保健・レクリエーション機能又は文化機能を発揮させるため、主として「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

エ 寺田地区（1408、1411～1442 林班）

当地区は、七時雨山から御月山までの一帯に位置し、ブナを主とする天然林及びスギ、カラマツ等の人工林からなっている。

下流地区における重要な水源であることから、ほぼ全域が水源かん養保安林に指定されており、水源涵養機能を発揮させるため、主に「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

七時雨山・御月山一帯は、火山噴出物の堆積により形成されていることから、上部が土砂流出防備保安林に指定されており、山地災害防止機能／土壌保全機能を発揮させるため、主に「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

オ 浄法寺地区（126～130、132、133、156～158、160、162～166、168～170、188、191、192、197、201、205、217～219、222～232、276～279、284～287、293、294、301～306、316～320、323～329、401～415 林班）

当地区は、安比川中流部に位置し、ブナ、アカマツを主とする天然林及びアカマツ、カラマツ等の人工林からなっている。

下流に農耕地、住宅地が広がっており、重要な水源であることから、主に「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

岡本川上流に位置する稲庭岳山頂付近は、眺望が優れ保健保安林に指定されており、保健・レクリエーション機能又は文化機能を発揮させるため、主に「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

カ 小鳥谷地区（1113～1115、1666～1676、1703～1708、1755～1765、1769～1772、1774～1780 林班）

当地区は、馬淵川上流部の丘陵地帯で、主にアカマツ、カラマツ等の人工林及び広葉樹の二次林からなっており、葛巻町の外川流域、一戸町の平糠川流域、岩手町・二戸市浄法寺町境の西岳周辺の3地区に分かれている。

外川流域は馬淵川の上流に位置し、下流地区における重要な水源であることから、主に「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

平糠川流域は大志田ダムの集水域であり、ほぼ全域が水源かん養保安林に指定されていることから、水源涵養機能を発揮させるため、主として「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

西岳周辺は、西岳野外スポーツ地域に設定しており、スキー場等レクリエーションの場として広く利用されていることから、保健・レクリエーション機能又は文化機能を発揮させるため、主として「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

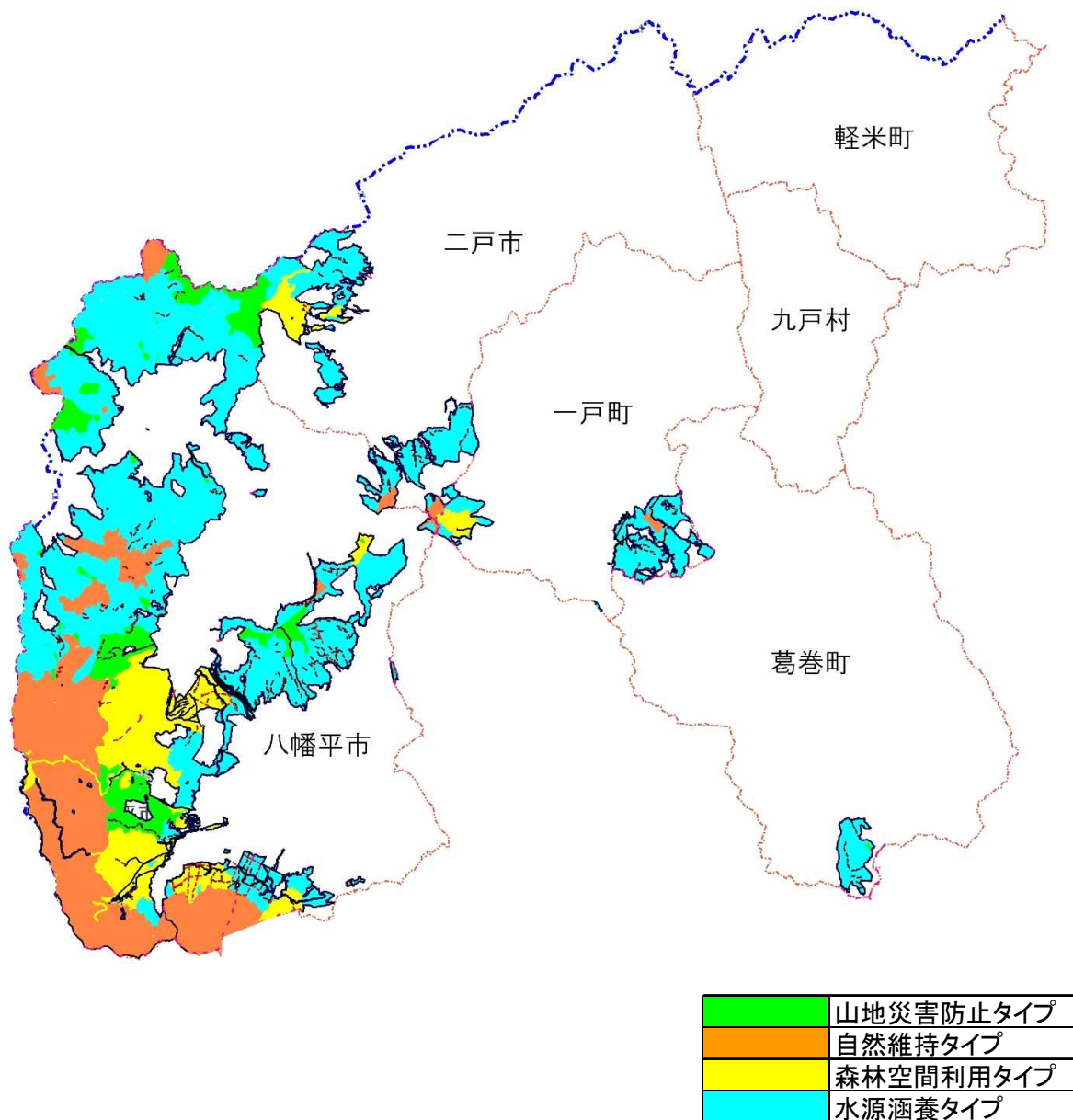


図-2 国有林の機能別森林分布図

(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

国有林野の管理経営に当たっては、地域の森林・林業の再生及び林業の成長産業化に貢献していくため、流域を単位として民有林と連携して森林の整備等を行う流域管理システムの下で、馬淵川上流流域森林・林業活性化センター等を活用し、地域における課題やニーズの把握に努める。また、地方公共団体、森林組合、林業事業者等と密接な連携を図りながら、国有林の組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等を先導的・積極的に進める。

具体的には、次に掲げる事項に重点的に取り組む。

① 林業の成長産業化等に向けた技術開発・実証と普及

民有林への普及を念頭に置いた効果的な間伐、効率的な木材生産手法、造林コストの削減、ICT等の先端技術の活用による林業の低コスト化を推進していくため、技術開発・実証に率先して取り組む。

さらに、これらについて現地検討会を開催するなどして、民有林への普及・定着を図る。

② 林業事業者の育成

事業の早期発注、年間の事業発注見通しの情報提供、複数年契約による事業発注など、計画的かつ安定的な事業の発注に努めることにより、事業者の安定的な雇用の確保に資する。

また、森林経営管理制度の導入により、民有林において、森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託することとなっていることから、国有林野事業としても、事業委託に際してはこうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮するなど、意欲と能力のある林業経営者の育成に取り組む。

③ 民有林と連携した施業や民有林との協調出荷の推進

隣接する民有林との連携により双方の施業の効率化や低コスト化等が図られる区域については、森林共同施業団地を設定し、地域における施業の集約化を促進する。

具体的には、八幡平市田沢・曲田地域及び二戸市浄法寺町下藤地域に設定している森林共同施業団地において、民有林と連携した合理的な路網の整備及び相互利用の推進、計画的な間伐等の森林整備に加え、国産材の安定供給体制構築に資するよう、土場の共有化、地域のニーズに応じた民有林との協調出荷等に取り組む。

森林共同施業団地

箇所数	面積 (ha)	
	国有林	民有林
2	1,179	677

④ 森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士（フォレストラー）等による技術支援

各種研修等を活用しつつ専門的かつ高度な知識・技術と現場経験を有する森林総合監理

士等を育成し、県の森林総合監理士等と連携しつつ、市町村森林整備計画の策定など地方公共団体の森林・林業行政への支援を行う。さらに、森林経営管理制度の導入を踏まえ、自ら森林経営を実施する市町村を支援するため、現地検討会の開催等を通じて森林・林業技術の普及や情報提供に取り組む。

⑤ その他

ア 伝統工芸品向け原料の持続的供給

二戸市浄法寺地区は、古くから漆の産地として知られており、二戸市では、国産漆の需要の高まりを受け、漆の生産に積極的に取り組んでいる。

そこで、二戸市と連携して漆生産者等への造林可能箇所の情報提供を行い、ウルシの新規分収造林契約を推進するなどして、当該地域での漆の持続的生産に協力する。さらに、二戸市等による漆文化の普及啓発活動に積極的に協力する。

イ レクリエーションの森を活用した地元観光振興への寄与

「^{やけはし}焼走り自然観察教育林」は、^{やけはし}焼走り熔岩流など魅力的な自然景観を有し、観光資源としての活用が期待されることから、外国人旅行者を含む観光客へ向けた情報発信、重点的な施設整備等に、地域関係者と連携して取り組む。

ウ 森林病虫害対策の推進

地方公共団体等と連携し、被害防除のため、早期発見及び適切な防除対策を講じる。

特に、松くい虫及びナラ枯れ被害については、本森林計画内の国有林では確認されていないものの、松くい虫被害が本森林計画区内の民有林で平成 25 年から断続的に確認され、ナラ枯れ被害が岩手県内で拡大・北上している。そのため、被害の発生・拡大防止に向け監視を強化するとともに、関係機関と情報を共有し、連携した防除対策を講じる。

エ 野生鳥獣被害対策の推進

関係省庁、地方公共団体等と連携し、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林被害の把握に努め、広域的な対策を総合的かつ効果的に推進する。

特に、ニホンジカについては、本森林計画区で分布が拡大しており、森林被害の発生を防止するため、関係機関と分布・被害情報を共有し、必要に応じて連携した防除対策を講じる。

オ 安全・安心の取組

地方公共団体等と連携して山地災害危険地区等の情報を収集しつつ、情報を共有する。また、治山事業による地域の安全・安心を確保する取組等の情報発信に努める。

カ 下流域住民等に対する情報提供、林業体験活動等

地方公共団体、学校等と連携した森林環境教育への支援、安比高原のブナ二次林等を活用した森林浴や森林教室の開催など、森林とのふれあいの場の提供等を通じて、森林の働き、林業の役割等の情報を分かりやすく提供する。

また、ボランティア団体等の活動の場として、国有林野の提供や技術指導等の支援を行う。

(4) 主要事業の実施に関する事項

事業実施は、林業事業体等への請負や委託により進めるとともに、事業体育成のため、計画的かつ安定的な事業発注に努める。

伐採は、国有林野の有する公益的機能を維持増進させつつ、林業の成長産業化の実現に貢献するため、適切な間伐及び主伐・再造林を実施するとともに、森林資源の有効活用にも資する効率的な事業実施に努める。具体的には、実施箇所の団地化、列状間伐の実施、林業事業体等と連携した効率的な作業システムの構築等に積極的に取り組む。

更新は、コンテナ苗を活用しつつ、伐採と造林を一体的に行う一貫作業システムの実施により、低コスト化を図る。また、天然更新も活用しながら健全で多様な森林への誘導にも取り組む。

保育は、画一性を排し、造林木の生育状況など現地の実態に即した効果的な作業の時期・方法の採用により、低コスト化を図る。

林道は、林産物の搬出、森林の育成、森林の保全管理等を効率的に行えるように、低コストかつ計画的な整備を図る。

当計画期間の各事業の総量は、次のとおりである。

① 伐採総量 (単位：m³)

区 分	主 伐	間 伐	臨時伐採量	計
計	410,200	544,800 (6,803ha)	35,000	990,000

注1) () は、間伐面積である。

注2) 臨時伐採量とは、事業の支障木や被害木など、あらかじめ箇所ごとの伐採量を見込むことが困難なものである。

② 更新総量 (単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
計	1,701	69	1,770

③ 保育総量 (単位：ha)

区 分	下 刈	つる切・除伐	計
計	2,606	364	2,970

④ 林道の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長(m)	箇所数	延長(m)
計	8	10,800	—	—

(5) その他必要な事項

① 地球温暖化防止対策の推進

国有林野事業として木材の利用促進に取り組むとともに、木材利用による地球温暖化防止対策について国民への啓発に努める。

具体的には、治山工事において、治山ダムに使用する型枠に木製パネル式残存型枠や針葉樹型枠用合板を積極的に利用するとともに、山腹工における土留工、柵工及び水路工等についても木製構造物を採用するなど木材を積極的に活用する。また、林道工事においても、盛土箇所に必要な土留工や柵工等に木製構造物を活用するなど木材を積極的に利用する。

② 生物多様性の保全

国有林野が奥地脊梁山脈から里山まで所在し、生物多様性の保全上重要な役割を担っていることを考慮し、「八幡平生物群集保護林」等の原生的な天然林や希少な野生生物が生育・生息する森林について、引き続き適切な保全管理を行う。

また、これら以外の森林においても、適切な間伐等を実施するとともに、主伐及びその後の適確な更新を実施し、針広混交林化、複層林化、長伐期化など、地域の森林の現況に基づき、多様で健全な森林の整備・保全を推進することにより生物多様性の保全に配慮する。

さらに、自然災害等により劣化した森林の再生・復元、野生鳥獣との共存に向けた森林整備に取り組むほか、地域やボランティア、NPO等と協働・連携した森林管理を推進する。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

① 山火事防止等の森林保全巡視

日常の巡視を着実に実施することにより、山火事及び廃棄物の不法投棄の未然防止、森林病虫獣害の早期発見・防除、高山植物の保護、保安林の適切な管理等の保全管理に努める。保全管理に当たっては、地方公共団体、ボランティア、NPO等との協力・連携を図り、入林者への山火事防止や不法投棄防止意識の啓発等に努めるとともに、風水害による山地崩壊、倒木、林道等の施設災害の未然防止、あるいは早期発見に努める。

特に、路網の整備に伴い、ゴミ及び一般産業廃棄物の不法投棄が発生することも想定されるため、不法投棄の未然防止のため、地方公共団体、ボランティア等と連携を図りつつ、巡視に努める。

② 境界の保全管理

境界の適切な保全管理は、国有林野の管理経営の基礎であることから、境界標識類の確認、境界の巡視、不明標の復元を計画的に行い、境界の保全管理に努める。

また、居住地域周辺等に所在する国有林野については、権限が未設定での占有使用やゴミの不法投棄等が生ずることのないよう、重点的に保全管理する。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

森林病虫害対策については、保護樹帯の設置、適切な保育の実施等による森林病虫害等に対する抵抗性の高い森林の整備など、被害の未然防止に努めるとともに、早期発見及び早期駆除を基本とし、日常の管理を通じて適時適切に行う。

松くい虫被害については、本森林計画区内の私有林で平成 25 年から断続的に被害が確認されていることから、被害の拡大防止に向け監視を強化するとともに、関係機関と情報を共有し、連携した防除対策を講じる。

防除対策として、伐期齢を超えるマツ林の計画的な樹種転換を実施する。なお、マツ林の樹種転換の実施箇所は、次の表を目安とする。また、実施に際しては、地方公共団体等と情報を共有して双方の防除対策の整合性を取るとともに、法令等により伐採等に制限が定められている場合はその範囲内とする。

ナラ枯れ被害については、本森林計画区では被害が確認されていないものの、岩手県内で被害が拡大・北上していることから、被害の発生防止に向け監視を強化するとともに、関係機関と情報を共有し、必要に応じて連携した防除対策を講じる。

区 分	条 件
マツ林を継続する林分	① 保護が必要なマツ林 ・保護林、特別母樹林、その他自然維持タイプに属する林分等のマツの遺伝的多様性の保全に資する林分 ・歴史的経緯、景観又は公益的機能の確保等の観点からマツ林の継続を必要とする林分
	② 松くい虫被害のおそれの低いマツ林 ・①以外の林分のうち、MB指数が 19 未満の区域の林分
マツ林を継続しない林分	上記以外の林分（ただし、②のうち近隣の被害状況から見て松くい虫被害のおそれがある林分も含む。）

注) MB指数とは、1年のうち平均気温が 15℃以上の月について、平均気温から 15 を引いた値を合計したもの。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

① 保護林

本森林計画区には、山地帯から亜高山帯の典型的な垂直分布を示し、高層湿原等貴重な植物群落を有する「八幡平生物群集保護林」をはじめとして 4 箇所の保護林を設定し、モニタリング調査による継続的な観測や記録、フォレストボランティア等を活用した保全活動を通して、適切な保護・管理に努める。

また、大学や試験研究機関に対して積極的な情報提供に努め、要請に応じて学術研究フ

ィールドとして提供する。

なお、入林者の影響等による植生荒廃防止等の措置が必要な箇所については、地域の関係者等との利用ルールの確立や標識の設置、歩道の整備等に努め、立入りを可能とする区域については、学習の場等として多くの国民が利用できるよう努める。

種 類	箇所数	面 積 (ha)
森林生態系保護地域	—	—
生物群集保護林	1	6,366
希少個体群保護林	3	69
総 数	4	6,435

② 緑の回廊

本森林計画区には、1か所の緑の回廊を設定している。

「奥羽山脈緑の回廊」は、北は八甲田山周辺から、南は蔵王山周辺に至るまで、約2kmの幅で延長約400kmにわたって設定しており、このうち本森林計画区には延長約34kmが含まれている。

緑の回廊においては、将来的に多様な樹種や複数の樹冠層からなる天然林を指向することとし、林内空間・照度及び採餌空間の確保など、野生生物の生育・生息環境の整備を図る観点から、針広混交林に誘導するための抜き伐り等に努めるとともに、モニタリング調査を実施し、民有林関係者とも連携しつつ、質的充実に努める。

名 称	延 長 (km)	面 積 (ha)
奥羽山脈	34	4,518

(4) その他必要な事項

① 野生鳥獣との共生及び被害対策

野生鳥獣との共生については、森林施業を計画的に実施していく中で、野生鳥獣の移動経路等の生息環境を維持していくよう配慮する。

野生鳥獣による被害対策については、関係省庁、地方公共団体等と情報を共有しつつ、日常の巡視において森林被害の状況把握に努める。

特に、ニホンジカについては、本森林計画区において分布が拡大している。このため、森林被害の発生を防止するため、監視体制の強化を図り、分布情報や被害状況の的確な把握に努める。

具体的には、職員のみならず、国有林野で作業を行う事業者や入林者にも働きかけることで、国有林関係者の総力を挙げて、チェックシートを活用したニホンジカの分布状況調査等に取り組む。さらに、地方公共団体等と情報を共有し、必要に応じて連携した防除対策を講じる。

② 溪畔周辺の取扱い

溪畔周辺については、野生生物の生息・生育場所や移動経路等として、生物多様性の保全上重要な役割を担っている。このため、本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性を確保することにより、森林生態系ネットワークの形成に努める。

この取組のモデル的な河川として、田山地区の八幡平山を選定した。上流部に「八幡平生物群集保護林」を設定しており、上流部から下流部にわたる森林の連続性を確保するため、溪畔周辺を「溪畔保全プロジェクト林」に設定し、整備・保全に取り組む。また、当該事業の設定箇所においては、事業の実施等に伴う植生・攪乱等の状況を把握し、検証を行いつつ生物多様性の保全に向けた取組を推進する。

本森林計画区における溪畔保全プロジェクト林は次の表のとおりである。

溪畔保全プロジェクト林

名 称	設定年度	設定延長 (m)	位置 (林小班)
八幡平山	平成 30 年度	12, 200	八幡平山国有林 (1 い 3、い 6～い 9、に 2、2 ろ 3、は 1～は 3、3 い 2～い 5、い 7、い 13、い 14、い 17、い 20、は 1、ほ、と 1、と 2、と 4～と 6、ち 1、ち 2、り 2、る 1、わ、4 い 3、い 4、い 6、い 9、い 12、は 2、は 3、7 い 1、い 2、に、9 い 7、い 10、い 12、11 い 1、い 2、は、に、へ 2、13 ろ 1、ろ 4、ろ 5、は、に、と、14 い 2、い 3、19 い)

③ 希少な野生生物の保護

希少な野生生物については、生育・生息地の情報把握に努めるとともに、必要に応じて専門家の協力も得ながら、森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組との調整を図りつつ、その保護に努める。

特に、イヌワシ、クマタカ等の希少な猛禽類については、引き続き営巣情報の把握に努める。また、営巣地周辺における事業実施に当たっては、専門家等から助言を得た上で、適切な時期に実施するとともに、人工林資源の循環利用及び猛禽類の採餌環境の創出の双方に有効な手法を選択する。

④ その他

「自然維持タイプ」及び「森林空間利用タイプ」については、地域住民、ボランティア、NPO等とも連携を図りながら、生物多様性保全の視点も踏まえつつ希少種の保護や移入種の侵入防止等に努める。

具体的には、八幡平地区において、関係機関と連携した巡視、入山者のマナー向上の呼びかけ等による高山植物の保護に取り組み、森林生態系の保全に努める。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

本森林計画区においては、スギ、カラマツ等の人工林の資源が本格的な利用が可能な段階に入った状況を踏まえ、公益重視の管理経営を推進する中で、機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材について地域における安定供給体制の構築が図られるよう、地域や樹材種ごとの木材の価格、需給動向を把握しつつ、国有林材の安定供給システム販売等を通じて計画的、安定的供給に努める。また、広葉樹等の需要があるものの私有林から安定供給が期待しにくい林産物の計画的かつ安定的な供給に努める。

需給動向の把握に当たっては、「素材・立木販売意見交換会」を引き続き開催し、国有林野事業における年間の素材・立木の供給見通し等について情報提供するとともに、地域の需要動向の的確な把握に努める。

なお、木材需要の急変時には、地域や関係者の意見の迅速かつ的確な把握に努め、全国的なネットワークを持つ国有林野事業の特性を活かした需給調整機能の発揮に努める。

(2) その他必要な事項

① 木材利用の推進

公共関連工事や施設での木材利用を進めるため、治山・林道工事等において、木材の特質を考慮しつつ法面保護工、治山ダム等に木材を積極的に利用するとともに、庁舎等の施設を新築する場合は、木造化・木質化を積極的に推進し、率先して木材の利用に取り組む。

また、地方公共団体等と木材需要についての情報交換を進めるとともに、林業・木材産業関係者と連携することにより、木材利用の促進や新たな需要開拓に寄与する。

② きのこと原木等の安定供給に向けた取組

東日本大震災による原子力発電所事故で放出された放射性物質の影響により、きのこと原木等が不足している状況の中、きのこと原木の供給が可能な林分の把握及び供給可能者と供給希望者のマッチング支援を担うコーディネーターへの情報提供に努めるほか、菌床栽培用のおが粉原木の供給に努める。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用に当たっては、本森林計画区の自然的、社会・経済的な特色を踏まえつつ、住民の意向等を考慮して、公用・公共用・公益事業の用に供する活用、都市と農山漁村の交流の促進、公衆の保健のための活用等により、地域における産業の振興や住民の福祉の向上に資するよう努める。

また、自然景観が優れ、森林浴や自然観察、野外スポーツ等への利用が期待される森林のうち、国民の保健・文化・教育的利用に積極的に供することが適当と認められる国有林野を「レクリエーションの森」として設定し、民間活力も活かしつつ利用者のニーズに対応した施設の整備、情報発信等により活用を推進する。

本森林計画区におけるレクリエーションの森は次の表のとおりである。

レクリエーションの森

種 類	箇所数	面 積 (ha)
自然休養林	1	1,431
自然観察教育林	1	241
風景林	—	—
森林スポーツ林	—	—
野外スポーツ地域	5	1,890
風致探勝林	—	—
総 数	7	3,563

注) 四捨五入により計が一致しない。

(2) 国有林野の活用の具体的手法

国有林野の活用については、公益的機能が発揮されるよう調整を図りつつ取り組む。

また、地方公共団体等との情報交換を密にし、公用・公共用・公益事業のための活用に資するとともに、不要地については、Webサイト等を活用し、広く情報の提供に努める。

「レクリエーションの森」の管理経営に当たっては、利用動向、地域関係者の意見等を踏まえて設定を見直すとともに、民間活力を活かした施設整備の推進、地域関係者で構成される管理運営協議会、ボランティア等によるサポーター制度による整備・管理を支える仕組みの充実等に努める。

特に、「^{やけほし}焼走り自然観察教育林」は、^{やけほし}焼走り熔岩流など魅力的な自然景観を有し、観光資源としての活用が期待されることから、外国人旅行者を含む観光客へ向けた情報発信や重点的な施設整備に地域関係者と連携して取り組む。

(3) その他必要な事項

特になし。

5 公衆の保健の用に供する区域並びに当該区域内における公衆の保健の用に供する施設及び森林の整備に関する基本的な方針

該当なし。

6 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林野に隣接・介在する民有林野の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が十分に行われていないものがみられ、その位置関係等により、当該民有林野における土砂流出等の発生が国有林野の発揮している国土保全等の公益的機能に悪影響を及ぼす場合がある。

このため、このような場合において、公益的機能維持増進協定制度を活用し、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、民有林野と一体的に

施業を実施する取組を推進することとし、このことを通じて民有林野の有する公益的機能の維持増進にも寄与する。

具体的には、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した間伐等の施業、地域の森林における生物多様性の保全を図る上で必要となる施業等を民有林野と一体的に実施する取組を推進する。

(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、森林法等の定めに従い、民有林野の森林所有者等にも原則として相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進める。

7 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

国民が自主的に行う森林整備活動や保全活動を推進するため、国民参加の森林づくり制度について、地方公共団体、ボランティア団体等へ周知し、要請に対応したフィールドの提供、協定の締結など、多様な取組に努める。また、ボランティア団体等が行う森林づくりの活動に対して、助言、技術指導等の支援を行うとともに、地方公共団体、緑化関係団体等と連携し、円滑な活動の実施に努める。

自主的な森林づくり活動のフィールドを提供する「ふれあいの森」及び国有林野を活用し体験活動等を実施する「遊々の森」においては、引き続きフィールドの提供、技術指導等の支援を行うとともに、森林、林業等に関する情報を提供する。

ふれあいの森

名 称 (市町村)	面 積 (ha)	位 置 (林小班)
安比高原スキー場の森 (八幡平市)	21.50	安比岳国有林 (471 ほ 2、へ、472 へ 2、ハ)

遊々の森

名 称 (市町村)	面 積 (ha)	位 置 (林小班)
あっぱ高原遊々の森 (八幡平市)	182.29	安比岳国有林 (470 イ、ハ、473 ろ 2、イ、474 に、ほ、へ、と、479 へ)
松尾鉦山跡地再生の森 (八幡平市)	120.07	赤川山国有林 (1496 ト 4、タ、ネ、ナ、ム 1、1498 へ、チ 2)

(2) 分収林に関する事項

国有林野の所在する地域の振興と国民参加による森林整備、緑化思想の普及のため、地元地域のみならず都市部の住民にも広く働きかけ、国民自らが森林資源の造成や地球環境の保全・形成に参画できる制度として推進する。

また、企業や団体等に対しては、業種の枠にとらわれない社会貢献活動の一環として、森林資源の造成や環境保全に資する森林育成に参画を求める分収林事業（「法人の森林」）を推進する。

特に、二戸市浄法寺地区においては、漆の安定的生産に協力するため、二戸市と連携して漆生産者等への造林可能箇所の情報提供を行い、漆関連団体等とのウルシの分収造林契約を推進する。

(3) その他必要な事項

① 森林環境教育への取組

学校、地方公共団体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者、森林組合など、多様な主体と連携しつつ「遊々の森」等を活用した森林教室等の体験活動、森林環境教育のプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等に積極的に取り組む。

その際、指導者の派遣や紹介等を行うとともに、森林管理局・森林管理署等に設置した森林・林業・木材に関する相談窓口である「緑づくり支援窓口」を通じた情報提供、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供など、波及効果が期待される取組の実施にも努める。

② 地域住民や関係機関と連携した取組

NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林野の積極的な利用を推進することとし、森林整備や保全活動の要請に対応したNPO等と森林管理署等との協定の締結など、多様な取組に努める。

また、地域で開かれる森林環境教育活動への協力、Web サイト等の各種メディアの活用等により、森林・林業に関する情報・サービスの提供に努める。

具体的には、「あっぱ高原遊々の森」における半自然性草原の景観復元に向けたボランティア団体による刈払いや野焼きの取組に、引き続き協力する。

③ 国有林野事業への理解と支援に向けた多様な情報受発信

国有林モニターの活用等により、国有林野事業の取組全般について国民の意見を聴くなど、国民と国有林との情報・意見の交換を多様な方法を用いて図ることにより、国民の要望の的確な把握、これを反映した管理経営の推進等の対話型の取組を進め、国有林野事業に対する幅広い理解と支援を得るよう努める。

8 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

本森林計画区内の国有林野を、高性能林業機械の研修や、大学・試験研究機関等の学術研究のためのフィールドとして提供するとともに、本森林計画区内に設定している試験地等を活用して技術交流を図るなど、民有林との連携強化に努める。

具体的には、低コスト造林技術の開発・実証のため設定した「多雪寒冷地カラマツ大苗試験地」において、植栽木の生育調査、施業方法の実証等を行い、新たな低コスト造林技術を確立するとともに、民有林への技術の普及に努める。

(2) 地域の振興に関する事項

森林の整備や林産物の販売、国有林野の活用、森林空間の総合利用など、国有林野事業の諸活動と国有林野の多様な利活用を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努める。

また、地方公共団体など地域の要請にきめ細かく対応することとし、地域振興等に資する国有林野の貸付けや売払いに努める。

なお、本森林計画区では、豊かな自然環境が地域の重要な資源となっていることを踏まえ、地域性を活かした産業の振興のための国有林野の活用、景観に配慮した施業の実施等について、地元地方公共団体等からの要望への積極的な対応に努める。

特に、「^{やけはし}焼走り自然観察教育林」等の国有林野を活用した地元地方公共団体等による活動や施設整備に協力するとともに、連携した取組を実施する。

(3) その他必要な事項

花粉発生源対策についての社会的要請に適切に対応するため、国有林野事業でのスギの植栽に際しては、可能な限り花粉症対策苗木の使用に努める。